

重大な消防法令違反のある建物を ホームページ等で公表します

★違反対象物の公表制度とは

建物を安心して利用していただくために、重大な消防法令違反のある建物を市のホームページ等で公表する制度です。

★公表の対象となる建物は

飲食店、物品販売店、ホテルなど不特定多数の方が利用する建物や、病院、社会福祉施設など一人で避難することが難しい方が利用する建物です。

★公表の対象となる違反は

建物に義務付けられた消防用設備（屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備）が設置されていない重大な消防法令違反が対象です。

★公表の時期は

立入検査で違反を確認し、建物関係者に違反を通知した日から14日が経過してもその違反が認められる場合に公表します。

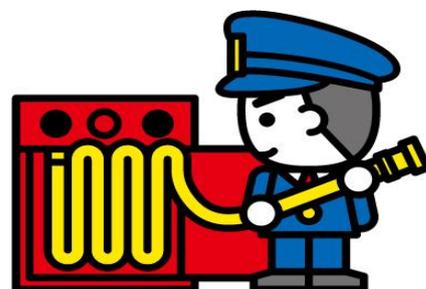
★公表の方法は

- ・春日部市公式ホームページへの掲載
- ・消防本部及び消防署での閲覧

★公表する内容は

- ① 建物の名称 ② 建物の所在地 ③ 違反の内容

★制度の開始時期は
平成29年4月1日です。



この制度についてのお問合せは予防課まで

電話：048-738-3117（8時30分から17時15分まで※土日祝日除く）

春日部市消防本部